

女性活躍の推進に関する

政策評価書

令和元年 7 月

総務省

前 書 き

我が国は、世界に先駆け、人口減少社会に突入し、いかにして労働力人口を維持し、また生産性やイノベーション力を引き上げていけるかが、持続的成長の最大の課題とされている。

この課題を解決するためには、働くことを希望する女性が仕事を持つようになるだけでなく、働く女性はその希望に応じ能力を十分に発揮できる働き方を実現できるかが鍵とされている。近年、我が国において、女性の就業率は上昇を続け、働く女性は大きく増加したものの、これに比して、企業等において管理的立場に就く女性の割合は低い等の状況がみられる。

こうした課題に早急に対処し、女性活躍の推進の取組を着実に前進させるため、平成 28 年 4 月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）が全面施行された。

女性活躍推進法では、事業者には、①女性の活躍に関する状況の把握、課題分析、②状況把握、課題分析を踏まえた数値目標等を定めた行動計画の策定・公表等、③女性の活躍に関する情報の公表が義務付けられている（常用労働者数 300 人以下の事業者は努力義務）。なお、女性活躍推進法については、附則に基づき施行 3 年後に見直しを検討することとされていた^(注)。

また、国は、女性活躍の推進に関する施策として、事業者に対する助成金等の交付、普及啓発事業等を行っている。

この政策評価は、以上のような状況を踏まえ、女性活躍を更に推進する観点から、事業者における①女性活躍推進法に基づく取組、②女性活躍の推進に関する取組の実施状況を把握するとともに、当該取組の効果を検証し、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

(注) 女性活躍推進法については、施行 3 年後の見直しの検討が行われた結果、女性活躍推進法に基づく取組の義務付け範囲の拡大（これまで努力義務とされていた常用労働者数 101 人以上 300 人以下の事業者に対しても義務付け）などを内容とする「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 24 号）が成立している（令和元年 5 月）。

目 次

第1 評価の対象とした政策等	
1 評価の対象とした政策	1
2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3 評価の視点	1
4 政策効果の把握の手法	1
(1) 実地調査の実施	1
(2) アンケート調査の実施	1
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	2
6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	3
第2 政策の概要	
1 女性活躍の推進に向けた政策展開	4
2 政策体系と施策の目標（K P I）	8
第3 政策効果の把握の結果	
1 実地調査	10
(1) 調査の概要	10
(2) 調査の結果	11
ア 共通して聴かれた主な声と取組例	11
イ 産業ごとの主な声と取組例	24
2 アンケート調査	37
(1) 企業における女性活躍の推進等の状況	37
(2) 両立支援を中心とした女性活躍に向けた各取組と関係指標	52
(3) 女性活躍推進法の施行に伴う情報公表（見える化）	62
(4) 情報公表（見える化）による効果の測定	76
ア 短期アウトカムの把握（女性応募者等）	76
(ア) 記述統計による把握	76
(イ) 分析統計による把握	83
イ 中長期アウトカムの把握（平均残業時間、女性管理職比率等）	90
(ア) 記述統計による把握	90
(イ) 分析統計による把握	94
第4 評価の結果及び意見	
1 評価の結果	102

(1) 実地調査結果	102
ア 地方中堅企業における取組と課題	102
イ 産業（業種）ごとの取組内容	102
ウ 女性活躍の推進に向けた企業の取組	103
(2) アンケート調査結果	104
ア 事業者における女性活躍の推進等の状況	104
イ 両立支援を中心とした女性活躍に向けた各取組による効果	104
ウ 女性活躍推進法に基づく情報公表（見える化）による効果	105
2 意見	108
関係資料	109